

○丹波市下水道事業運営審議会の設置に関する条例

平成18年3月13日

条例第1号

改正 平成23年2月9日条例第6号

(設置)

第1条 この条例は、下水道事業の円滑適正な運営を図るため、丹波市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 下水道使用料に関すること。
- (2) 下水道受益者分担金等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 使用者を代表する者
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長の職務については、第3条第4項の規定を準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日条例第6号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。